



支援金給付の申請に必要な書類

① 申請書（準備が整い次第、HPにてお知らせします）

② 休業等の状況を確認できるもの

- ・対象期間中に、休業する（していた）こと、酒類の提供時間を短縮する（していた）ことがわかる店頭告知チラシやメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写し等。

③ 感染拡大リスクを低減する自主的な取組内容の確認

- ・自主的な取組内容が記載された書類、こうした取組内容が記載された店頭告知チラシや写真、自社のホームページの写し等。

※自主的な取組としては、当該施設が、以下の分野に関し、何らかの取組を行ったものを対象とします。

【例】

- ア 換気や行列間隔の工夫など、3つの密（密閉・密集・密接）の防止
- イ 従業員のマスク着用など、飛沫感染・接触感染の防止
- ウ 時差出勤や在宅勤務など、移動時の感染の防止

※すでに行った取組も含めて、継続的に行っていることが条件です。

④ 当該事業所の施設の実態や業種が確認できる資料

- ・確定申告書の写し、または各種法規に基づく営業許可証の写し等

⑤ 誓約書

- ・申請書類に虚偽がないことを表明するもの。
（準備が整い次第、HPにてお知らせします）

対象施設・対象事業者

① 道が休業要請を行った施設について、要請を受けて休業した事業者。

- ・1つの施設に、休業要請する施設としない施設が混在しているケースで、休業要請の対象となる施設を休業した場合、当該事業者は対象。

【例】ア 宿泊施設の中に、休業要請の対象となる「集会の用に供する部分（宴会場）」がある場合。

イ 銭湯の中に、休業要請の対象となる「サウナ」がある場合など。

- ・休業要請の対象施設において、複数の個人事業主が1つの施設で営業しているケースで、施設を休業した場合は、代表者に1事業者分を支給します。

【例】複数のネイリスト（個人事業主）が1つのサロンで営業している場合。

- ・出張サービスを専門とする事業者は、客等が利用する施設がない場合、休業要請の対象外であり、支援金の支給対象外。

【例】マッサージ店(国家資格有資格者が治療を行うものを除く)は、休業要請の対象だが、ホテル等に出張して施術する出張型サービスの場合は、当該事業者が管理する施設が特定できないため、対象外。

② 道が酒類の提供時間の短縮要請（19時まで）を行った食事提供施設（飲食店）について、要請を受けて、その対応（提供時間短縮）を行う事業者。

- ・従来から酒類の提供を行っていない飲食店は、支援金の対象外。

※支援金の予算執行については議会の議決が条件となります。

お問い合わせ【休業要請専用ダイヤル】

- ・電話番号：011-206-0104 又は 011-206-0216